

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 2 2 年 2 月 4 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

日光砂防事務所長 田中 秀基

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

パトロールカー 1 台購入

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成22年3月31日まで

(4) 納入場所 関東地方整備局日光砂防事務所

(5) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 本調達は、納入しようとする自動車の「環境性能（燃費値）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 落札決定時に平成19・20・21年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のC又はDの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去5年において当該機械(同種品を含む)の納入実績があることを証明した者であること。
- (5) 当該納入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 日光砂防事務所

(住所) 〒321-1414

栃木県日光市萩垣面2390

(担当) 総務課 経理係

電話 0288-54-1191

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送(着払い)による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出る。この場合において、送料は希望者の負担とする。

- (3) 証明書等の受領期限

平成22年2月22日 12時00分

- (4) 入札書の受領期限

平成22年2月26日 16時00分

- (5) 開札の日時及び場所

平成22年3月1日 10時00分

国土交通省関東地方整備局

日光砂防事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を上記3(3)の受領期限までに、上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 落札対象 納入仕様書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該納入仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「環境性能（燃費値）」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該当する者のうち、（8）総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- 2) 納入しようとする自動車が生産国が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

(8) 総合評価の方法

- 1) 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- 2) 1) の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には標準点（100点）を与え、さらに環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は10点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には以下のとおりとする。

加算点＝10点（加算点の満点）×（提案者の燃費値－燃費基準値（9.45km／L））
÷（燃費目標値（11.34km／L）－燃費基準値（9.45km／L））

- 3) 1) の「入札価格に対する得点」は入札価格を100万円で除した数値とする。
 - 4) 自動車の燃費値の算定方法はJCO8モードによる燃費値を使用するものとする。JCO8モードによる燃費値が公表されていない車種については10・15モードによる燃費値に0.9を乗じることでJCO8モードの燃費値とみなすこととする。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) 詳細は入札説明書による。